

令和8年度(2026年度) 函館市DX・生産性向上補助金 募集要項

1. 補助金の目的

この補助金は、市内中小企業等がITやロボット等を活用し、生産性の向上を図るために取り組む経費およびデータやデジタル技術を活用して自社の全体最適化を図るためのDX推進に係る経費の一部を補助することにより、市内中小企業等における経営改善や経営のデジタル変革を促進し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2. 補助対象者

補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有し、下表に掲載する業種のうち「資本金の額または出資の総額」もしくは「常時使用する従業員数」のどちらかの条件を満たす中小企業等または企業グループ（※3）であって、[補助対象要件]のいずれにも該当する者となります。

業種分類 (※1)	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員数(※2)
小売業・飲食店	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外の産業	3億円以下	300人以下

※1 中小企業等の業種分類は、総務省が公表している日本標準産業分類による。

※2 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。

※3 「企業グループ」とは、2以上の中小企業等により構成されるグループであって、かつ中核的役割を担う代表企業および構成員の2分の1以上が市内中小企業等に該当するものをいう。

■ 補助対象要件

- (1) 補助金の交付申請日から起算して直近2期以上、補助金の交付を受けようとする事業（以下、補助対象事業）に係る事業の実績がある者。ただし、その代表者が別な中小企業・小規模事業者等（市内に事業所を有するものに限らない。）において当該事業を営んでいた、または現に営んでいる場合は、両者を通算するものとする。
- (2) 市税を滞納していない者。
- (3) 令和7年度までに、専門家派遣事業（函館市専門家派遣型DX・生産性向上支援事業）を受けていること。なお、申請できる補助金は区分により次表のとおり。

区分	生産性向上支援型 設備導入補助事業	DX推進支援型 DX環境整備補助事業
生産性向上支援型 専門家派遣を 受けていること	○	×
DX推進支援型 専門家派遣を 受けていること	○	○

※補助対象者の除外

：上記に該当する場合であっても次のいずれかに該当する者は、補助対象者とはなりません。

- ・ 社会常識上および倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する行為、犯罪的行為もしくはそれに結びつくまたは引き起こす行為を伴う、など）を行っている者
- ・ 次の表に示す事業を行っている者

業種分類	左記の業種分類のうち、補助対象とならない事業
不動産業	投機的取引を行っている土地ブローカーなど
興信所	専ら個人の身元調査等を行う探偵業など
娯楽業	風俗関連営業、パチンコホール、競輪・競馬等に係る事業など
旅館業	モーテルなど
浴場業	特殊浴場のうち風俗関連営業
民間職業紹介業	芸妓周旋業
その他の業種	宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体、公務、集金業、取立業

3. 補助対象経費・補助率

■ 補助対象経費

- ・ 補助対象経費は、下表に係る経費として明確に区分できるもので、領収証などの証拠書類によって金額を確認できる経費のみとなります。
- ・ 次の経費は、補助対象外となります。
 - ① 人件費（補助対象経費として認められている謝金等を除く。）、食費、交際費など
 - ② 金融機関への振込手数料、代引手数料など
 - ③ 補助事業実施期間前に発注・納品・支払を行った経費
 - ④ 国・道・市などの他の補助金の交付対象となっている経費

区分	補助対象経費	内 容	補助率	補助上限額
生産性向上 支援型	1 機械装置導入経費	機械装置等（専ら補助事業のために使用される機械・装置（産業用ロボットを含む。）、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）および専用ソフトウェア）の購入、製作、運搬、改良および据付けに要する経費 ※市内に設置するものに限る。	補助対象 経費の 1/2 以内	上限額 1,000 万円
	2 1の機械装置の導入を伴うシステム等の導入経費	システム開発委託費、技術導入費、専門家依頼経費、WEBサイトの構築費等		
	3 その他市長が必要と認める経費			
DX推進 支援型	1 ソフトウェア・ITツール・サーバー導入経費	ソフトウェアやITツールの購入、開発委託費および当該ソフトウェアやITツールの導入に関連するオプション・役務の経費（技術導入費、専門家依頼経費など）。（※1）	補助対象 経費の 1/2 以内	上限額 250万円
	2 1の機械装置の導入を伴うシステム等の導入経費	クラウドサービスの利用に関する経費。具体的にはサーバーの領域を借りる費用（サーバーの物理的なディスク内のエリアを借入、リースを行う費用）、サーバー上のサービスを利用する費用等が補助対象経費となる。（※2） サーバーの領域を借りる費用は、見積書、契約書等で確認できるものであって、補助金の交付決定を受けた年度の2月分までに要する経費のみとなる。 クラウドサービス利用に付帯する経費については、ルータ使用料・プロバイダ契約料・通信料等の本事業に必要な最低限のものは補助対象となるが、パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用は対象外。		
	3 その他市長が必要と認める経費			

- ※1 月額・年額で使用料金が定められている形態の製品（サブスクリプション販売形式等）は補助金の交付決定を受けた年度の交付決定後から2月分まで。
- ※2 専ら本事業のために利用するクラウドサービスやWEBプラットフォームの利用費のみで、自社の他事業と共有する場合は補助対象とならない。また、サーバー購入費・サーバー自体のレンタル費等は対象にならない。

4. 応募等の手続き

○ 応募期間 令和8年4月20日（月）～6月30日（火）17：00まで（必着）

（補助対象事業実施期間：補助金交付決定後～令和9年3月31日（月）の期間内）

○ 補助金交付申請

下記書類を提出していただきます。

1. 補助金等交付申請書（第1号様式）
 2. 補助事業等の計画書（第2号様式）
 3. プレゼンテーション資料（パワーポイント等で作成した紙媒体のもの）
 4. 添付書類（個人事業主においては、(1)、(2)を除く）
 - (1) 履歴事項全部証明書（企業グループが申請する場合は、各中小企業等が提出すること。補助金交付の申請日において、発行日から3か月以内のものであること。写し可。）
 - (2) 原本と相違ない旨記し、代表印を押印した定款の写し（企業グループが申請する場合は、各中小企業等が提出すること。）
 - (3) 直近2期分の事業年度に係る決算書類の写し（企業グループが申請する場合は、各中小企業等が提出すること。）
 - (4) 申請者の概要が確認できる企業概要やパンフレット等の資料（企業グループが申請する場合は、各中小企業等が提出すること。）
 - (5) 申請者が函館市の市税を滞納していないことを証する書類（納税証明書）（企業グループが申請する場合は、各中小企業等が提出すること。）
 - (6) 見積書の写し（販売または改良工事を実施する会社が発行元となるもの）
 - (7) 事業の概要がわかる書類
 - ア. 新規の機械装置等を導入する場合
 - ・・・耐用年数が確認できる仕様書またはカタログ等
 - イ. 新規のソフトウェアやITツール等の導入、開発等をする場合
 - ・・・該当するソフトウェア等の機能および仕様が確認できる資料
 - ウ. 既存の機械装置やソフトウェア等を改良（アップデート）する場合
 - ・・・予定している改良等の概要が確認できる資料
 - (8) 専門家派遣後に策定したDX戦略等（DX型のみ）
- ※ 企業グループで申請する場合
- ア. 各添付書類については、各中小企業等がご提出ください。
 - イ. 構成員の関係性がわかる資料

○ 実績報告

補助対象事業完了後、補助金の精算のため、下記書類を提出していただきます。

(提出締切：補助対象事業完了から30日以内)

- (1) 補助金等実績報告書（第3号様式）
- (2) 収支決算書（第4号様式）
- (3) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類の写し
(例：銀行振込受領書、領収証等)
- (4) 補助対象経費に係る発注や納品等が確認できる書類（例：発注書、契約書等）
- (5) 実際に設置した機械装置等の写真や概要がわかる資料等

○ 審査委員会

補助金の交付にあたっては、審査委員会を開催し、申請者によるプレゼンテーション・質疑応答をおこなったうえで、より効率的で優れているとされたものから順に予算の範囲内で決定いたします。また、申請多数の場合、提出書類をもとに書類選考（1次審査）を実施したうえで審査委員会（2次審査）を行いますので、あらかじめご了承ください。

※審査基準は函館市公式HPをご確認ください。

○ 審査結果の通知

審査委員会（および書類審査）終了後、文書にて審査結果（補助金交付もしくは不交付）を通知します。

○ 財産処分の制限

補助事業により取得した1件50万円（税抜）以上の財産、または補助事業により改造・改良した効用増加価格が1件50万円（税抜）以上の財産について、処分制限期間(※)内に処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分）することはできません。

※「処分制限期間」とは、補助事業完了年の翌年から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数または当該財産のメーカー等が公表する耐用年数のうちいずれか早い方の年数（限度は10年）を指します。

5. 応募・お問合せ先

函館市経済部工業振興課 〒040-8666 函館市東雲町4番13号
電 話 0138-21-3350
F A X 0138-27-0460
E-mail kougyou1@city.hakodate.hokkaido.jp